子育て世帯への臨時特別給付（５万円相当のクーポン給付）に関する緊急要望

子育て世帯への臨時特別給付（５万円相当のクーポン給付）について、現在、国においては、１２月中の実施要領の策定に向けて検討を進めておりますが、

クーポン給付に比べ現金給付の方が、①対象者への早期かつスムーズな給付が可能となること、②対象者の利便性や満足度が高いこと、③事務経費や業務量が少なくて済むこと、④クーポン事業者の選定等が不要になることなどから現金給付が望ましいとの意見が県内各市に多くあります。

国は「地方自治体の実情に応じて現金給付も可能とする」としていますが、現金給付を許容するケースについての国の考え方は、極めて例外的な場合に限られ、実質的に現金給付は不可能な状況と受け止めております。

　一部の自治体は既に現金給付を表明しており、報道等の影響もあって、市民の皆さんから「現金給付できないのか」との声が市の窓口にも寄せられております。また、１２月８日の衆議院本会議での代表質問に対し、岸田首相は「地方自治体の意見を伺いつつ、具体的な方法を検討する」旨を答弁されておりますが、現時点で詳細は明らかではありません。

現状のままでは、さらに混乱が広がりかねず、実務を担う基礎自治体として大変苦慮しております。

　つきましては、下記事項について強く要請します。

記

**１　クーポン給付分について、現金給付の許容条件を例外的な場合に限定するのではなく、各自治体の政策判断として選択する自由を認めてください。**

**２　クーポン給付又は現金給付のいずれを選択した場合においても、財源については、国の責任において確実に担保していただくとともに、臨時特別給付の実施に伴う自治体の資金不足により市の既定事業の実施に支障をきたすことがないよう、速やかに補助金を交付してください。**

令和３年１２月９日

内閣府特命担当大臣

山　際　大 志 郎　様

愛知県市長会

会長　　山　田　拓　郎